

エンドユーザーライセンス条項

評価ライセンス

バージョン C6-7-17

本評価ライセンス条項（以下「ライセンス条項」）は、DigitalGlobe, Inc.（以下「DigitalGlobe」）から直接、または DigitalGlobe の認定販売代理店のいずれかから評価ライセンスの対象となる製品のライセンスを取得し、製品を使用する際に適用されるものとします。本ライセンス条項は、主たる営業所の所在地をアメリカ合衆国、1601 Dry Creek Drive, Suite 260, Longmont, Colorado, 80503 に有する DigitalGlobe とカスタマーとの間で締結されます。本ライセンス条項には、カスタマーによる製品へのアクセスおよび製品の使用に関する一般条項が含まれています。

カスタマー契約に署名またはその他の方法で承認するか、評価ライセンスが付与される製品をダウンロード、アクセス、使用することによって、該当する場合は、カスタマーおよびそのグループメンバーを代表して、本ライセンス条項の締結を承諾し、同意するものとします。企業、その他の法人、政府機関を代表して本ライセンス条項を締結する場合は、本ライセンス条項の利用規約に当該組織を拘束する権限を有していることを表明するものとします。本ライセンス条項で使用される特別な意味の用語は第 11 条で定義されます。

1. ライセンスの付与。

1.1 画像製品。 カスタマーが本ライセンス条項および該当するカスタマー契約を遵守するという条件の下、期間中、DigitalGlobe は、非独占的、譲渡不能、制限付きライセンスをカスタマーに付与し、カスタマーの無制限の認定ユーザーは、内部での評価目的のみにおいて、以下の方法で製品を使用および画像製品のデリバティブの開発を行うことができますものとします。

(a) 画像製品の表示、およびフォーマット、編集、デジタル化、およびデータの組み合わせによる画像製品からの新しい画像の作成

(b) 識別、測定、解析による画像製品から地理的特徴、人工的特徴、人または動物のデータ、関連データの抽出

1.2 サブスクリプションサービス製品。 期間中、DigitalGlobe は、カスタマーが、下記に付与されるライセンス権の行使のみにおいてサブスクリプションサービスを利用できるようにします。カスタマーが本ライセンス条項および該当するカスタマー契約を遵守するという条件の下、期間中、DigitalGlobe は、非独占的、譲渡不能、制限付きライセンスをカスタマーに付与し、カスタマーの最大 10 人の認定ユーザーは、内部での評価目的のみにおいて、サブスクリプションサービスを使用できるものとします（以下の方法でサブスクリプションサービス経由で利用できる画像製品のデリバティブの使用と開発を含む）。

(a) 画像製品の表示、およびフォーマット、編集、デジタル化、およびデータの組み合わせによる画像製品からの新しい画像の作成

(b) 識別、測定、解析による画像製品から地理的特徴、人工的特徴、人または動物のデータ、関連データの抽出

2. ライセンス期間。 各製品の評価ライセンスの期間は、カスタマーまたは認定販売代理店に製品が出荷されたときのいずれか最初の時期に始まり、下記第 10 条に定められる通り、終了しない限りは、30 日間継続します。DigitalGlobe は、書面でカスタマーに通知することで、期間の延長を選択することができるものとします。

3. 制限。

3.1 使用制限。 カスタマーは、製品は DigitalGlobe の資産であり、DigitalGlobe の貴重な資産と機密情報が含まれていることを理解し、同意するものとします。したがって、上記第 1 条で明白に許諾されている以外に、カスタマーおよび認定ユーザーは次のことを許諾されていないものとします。

(a) 製品またはデリバティブを第三者に配布、サブライセンス、賃貸、販売、リース、貸与すること。

(b) 製品またはデリバティブを、第三者にサービスを提供するなど第三者の事業のニーズのために使用すること。

(c) 製品に含まれている電子形式またはその他の形式の保護技術を削除、回避、迂回すること。

(d) 製品に含まれる著作権表示、著作権管理情報、独自の凡例を変更、隠ぺい、削除すること。

(e) 商業目的など本ライセンス条項で明示的に許諾されていない何らかの目的のために製品またはデリバティブをその他の方法で使用、アクセスすること。

カスタマーは、認定ユーザーの本ライセンス条項の遵守を保証する責任、認定ユーザーの作為と不作為に対する責任を負うものとします。本ライセンス条項においてこれと矛盾する定めがあるとしても、製品に含まれる第三者のコンテンツは、エンド

ユーザーライセンス契約の利用規約、製品に付随および DigitalGlobe のウェブサイト上に掲載される追加条項に従うものとします。

3.2 DIGITALGLOBE プラットフォーム。 サブスクリプションサービスは、DigitalGlobe プラットフォームを通じて、カスタマーとその認定ユーザーが利用できるものとします。サブスクリプションサービスは、カスタマーが、該当する DigitalGlobe プラットフォームにアクセスするための資格条件を提供し、サブスクリプションサービスが DigitalGlobe プラットフォームで使用可能になったことを通知する電子メールを DigitalGlobe が送信した時点で提供されたものとみなされます。

- (a) **認定アクセス。** 認定ユーザーは、DigitalGlobe 提供する特定のアカウントとパスワードを使って、インターネット経由で DigitalGlobe プラットフォームにアクセスします。カスタマーが唯一、そのパスワードとアカウントの機密性、セキュリティ、使用に対する責任を負います。DigitalGlobe は、カスタマーに割り当てられたパスワードやその他のセキュリティ対策を使用する人物から受信した情報を信頼する権利を有し、この信頼性に対して一切の責任を負いません。
- (b) **使用の制限。** カスタマーは、認定ユーザーが DigitalGlobe プラットフォームへのアクセスおよび使用、本ライセンス条項を遵守することの責任を負うものとします。カスタマーは、DigitalGlobe プラットフォームへの不正アクセスおよび不正使用を防止するために商業的な合理的努力を行い、不正使用を認識した際は、速やかに DigitalGlobe に通知するものとします。
- (c) **無効デバイス。** カスタマーは、そのシステムから DigitalGlobe のシステムに送信、またはその他の方法で損害を与える可能性のある無効デバイスを取り除くために、ウイルス検出・スキャンプログラムを使用するなど、商業的な合理的努力を行うものとします。カスタマーが、DigitalGlobe のシステムまたはコンピュータに無効デバイスが送信されたと認識した場合は、カスタマーは速やかに、その送信、ウイルスまたはその他のデバイスの性質を DigitalGlobe に通知するものとします。DigitalGlobe は、DigitalGlobe プラットフォーム、その他の DigitalGlobe コンピューティングシステムおよびネットワークにカスタマーがアクセスできないようにし、無効デバイスから DigitalGlobe コンピューティングシステムおよびネットワークを保護します。カスタマーが、権限のない人物に DigitalGlobe プラットフォームにアクセスまたはアクセスを試みさせるなどして、DigitalGlobe のセキュリティ対策に違反した場合は同じです。カスタマーのアクセスを無効にした場合、実行可能な限り速やかに DigitalGlobe はカスタマーに通知します。
- (d) **変更。** DigitalGlobe は、独自の裁量で、DigitalGlobe プラットフォームの機能およびコンテンツを追加、削除、中止する権利、DigitalGlobe プラットフォームの仕様、設計、デザインの変更および修正を行う権利を有します。

4. 所有権と帰属。 DigitalGlobe または DigitalGlobe の指示に基づいて第三者によって行われた変更、改善、その他の修正を含む製品のすべての権利、権限、利益、およびそれに含まれるすべての知的財産権は、適用対象となる場合は、DigitalGlobe またはその提供者が単独で独占的に所有する資産とします。本ライセンス条項に基づいてカスタマーによって作成された画像製品の許諾されたデリバティブは、基礎となる製品の顧客の使用に適用される使用権限および制限に従ってカスタマーによってのみ使用できるものとします。本ライセンス条項で明示的にカスタマーに付与されていないすべての権利は DigitalGlobe に帰属します。カスタマーは、DigitalGlobe または製品の著作権、商標、その他の所有権を削除、変更、隠ぺいすることはできず、すべてのコピーに通知が複製されていることを保証するものとします。デリバティブには、「[製品] © [西暦] DigitalGlobe, Inc.」という著作権表示を含むか、隣接して表示しなければなりません。

5. ライセンス条項の遵守

- 5.1 **証明書。** DigitalGlobe の書面による要求に応じて、暦年に一度、カスタマーは本ライセンス条項に基づいて付与されるライセンスの遵守を証明することとします。カスタマーがこの証明を提供できない場合、カスタマーは誠実に、DigitalGlobe に適切なライセンスタイプを伝え、不遵守の救済策として適切な手数料を送金するものとします。
- 5.2 **監査。** DigitalGlobe またはその認定を受けた代表者は、カスタマーが本ライセンス条項と本条項において付与されるライセンスを遵守しているかどうかを判断するために監査を実行する権利を有するものとします。カスタマーは、製品の顧客使用に係る事業の所在地、帳簿および記録、従業員、契約者に、DigitalGlobe の監査役がアクセスすることを許可するものとします。監査には次の要件が必要となります。(a) 30 日前までに書面による通知を行うこと。(b) 暦年に一度実施すること。(c) 3 年の監査期間に制限されること。ただし、不遵守事項が見つかった場合は、監査期間が延長されるものとします。(d) 合理的な営業時間内に実施されること。(e) 合理的な機密性の要件に従うこと。
- 5.3 **監査結果。** 監査の結果、不遵守事項が見つかった場合、DigitalGlobe は、自己の裁量で次のことを行うことができるものとします。(a) 元のライセンス付与時の標準的な DigitalGlobe 料金に基づいて、追加ライセンス料を請求すること。(b) 元の料金支払期日の時点から、(i) 月額 1.5%、または (ii) 適用される法で認められる最大の率で利子を計算すること。(c) 追加料金が監査期間中に支払われた手数料の 5%を超える場合は、監査の費用を回収すること。(d) 下記第 9 条に従って本ライセンス条項と DigitalGlobe ライセンスを終了させること。カスタマーは、請求書の日付から 30 日以内に、すべての請求書に対する支払いを行う必要があります。

6. カスタマーによる補償。 下記第 10 条 6 項または第 10 条 7 項のカスタマーによる違反を含むカスタマーの製品使用を原因とする DigitalGlobe または認定販売代理店に対する請求に対しては、カスタマーは DigitalGlobe が無害であることを保証し、DigitalGlobe を防御および補償するものとします。

7. 保証拒絶。 商品性、特定の目的に対する適合性、タイトル、非侵害、第三者の知的財産権、慣例、貿易、平穩享受、情報、コンテンツ、結果の正確性、その他の法的要件に基づいて生じる条件など、明示、黙示、法定に関わらず、どのような種類の保証もない「現状のままで」製品は提供されます。製品が正確、現行、完全であること、製品がカスタマーのニーズや期待に応

えること、製品操作にエラーが発生せず中断することがないことを、DigitalGlobe が保証するものではありません。また、空間、分光、時間精度は保証されていません。

8. **責任の制限。** データの紛失または損傷、データの不正確、予想される収益または利益の損失、業務の停止、資産の毀損、暖簾の毀損などの特別、間接的、偶発的、典型的、懲罰的、結果的損害に対しては、予見可能だったかどうか、当事者が損害の可能性を助言されていたかどうか、本ライセンス条項または本条項の限定救済策の本来の目的の不履行に関わらず、DigitalGlobe はいかなる場合も責任を負わないものとします。製品に由来、または関連して生じる DigitalGlobe の総合的な責任は、請求が起こされた製品に対してカスタマーが支払った金額を超えることはありません。上記の制限は、契約違反、保証違反、補償、過失、厳格責任、不当表示、その他の不法行為、監査請求の違反を含むすべての訴訟原因に適用されるものとします。

9. **終了。** 一方の当事者が、相手方当事者に書面で通知することによって、評価ライセンスを終了することができます。評価ライセンスの終了または満了時に、カスタマーは、(i) 製品およびデリバティブの使用を中止すること、(ii) 永久的にすべてのデバイスとシステムから製品およびデリバティブを削除し、ディスク上のコピーを破棄すること、および (iii) DigitalGlobe の要求に応じて、製品とデリバティブのコピーをすべて削除または破棄したことを書面で DigitalGlobe に証明するものとします。本ライセンス条項の終了または満了によって、終了または満了の発効日以前に発生した両当事者の義務が軽減されるものではありません。

10. **一般条項**

10.1 **契約全体。** 本ライセンス条項は、製品の使用に関して両当事者間で完全な同意を構成し、口頭または書面に関わらず、以前および同時期の合意、理解、取り決めを取って代わるものとします。

10.2 **割り当て。** カスタマーは、DigitalGlobe の書面による事前の同意なく、全体的または部分的な法律の適用による移転であったとしても、本ライセンス条項に基づく権利の移転または譲渡、義務の軽減をすることはできません。本条に違反して行われる譲渡または移転は無効となります。本ライセンス条項は、当事者、各当事者の承認された後任者、譲受人を拘束し、効力を生じるものとします。

10.3 **修正。** 本ライセンス条項の第 2 条で定められる期間の延長以外については、本ライセンス条項に関することを書面で、両当事者が署名することによってのみ、本ライセンス条項を修正、補正することができるものとします。

10.4 **権利放棄。** 本ライセンス条項の規定の実行を必要とする一方の当事者による不履行または遅延が権利放棄を構成するものではありません。権利放棄はすべて、権利放棄を行う当事者によって、書面で署名されなければなりません。特定の事例での権利または救済の当事者による権利放棄は、その後の事例において、同一または異なる権利、救済の権利放棄として構成されることはありません。

10.5 **分離独立性条項。** 本ライセンス条項のいずれかの条項が無効、違法、執行不可能である場合、その規定は、法律の下で許される最大の範囲において強制力を持ち、無効な条項の本来の意図と経済的条件と一致するように、言い換えられるものと見なされます。

10.6 **法令の順守。** カスタマーは、事業の遂行において適用される法律、規制、その他の法的条件および本ライセンス条項を自ら遵守する責任を負い、アメリカ合衆国の連邦海外腐敗行為防止法や外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約など、これらすべての法律、規制、法的要件を遵守することに同意するものとします。

10.7 **国際取引の遵守。** 製品は、関税、輸出管理法令、製品が製造、受領、使用されている国および米国の規則、輸出管理規則、国際武器取引規則の対象となります。カスタマーは、本ライセンス条項に基づく義務の遂行にあたり、これらの法律、規制、規則を遵守するものとします。さらに、取引禁止顧客リスト、未検証リスト、エンティティリストなどのアメリカ合衆国財務省の外国資産管理局（以下「OFAC」）の要求に応じて、ブロック、禁止、制限されている個人および事業体に、カスタマーは製品を提供しないものとします。一般的に違法行為または米国政府や DigitalGlobe の利益に反する方法で、有害な目的のために製品を使用する可能性が高い犯罪組織、テロ組織、その他のグループと直接的または間接的に、その事実を知らずして事業を行ってはいけません。カスタマーは、DigitalGlobe が定期的に要求する証明書および公式文書を DigitalGlobe に提供し、本ライセンス条項を遵守していることを証明するものとします。

10.8 **準拠法と紛争解決。** 本ライセンス条項から生じる、またはこれに関連して発生するすべての問題は、カスタマーの所在地に基づいて、下記に定められる紛争解決方法を用いて、その法律に準拠するものとします。

カスタマーの所在地	準拠法	本ライセンスから生じる、またはこれに関連する訴訟、裁判、法的手続き
北米、南米、中米の国	ニューヨーク法および適用されるアメリカ合衆国連邦法	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所またはニューヨーク州裁判所に提起されるものとします。
中国、香港、台湾	香港法	仲裁の通知が送達されると、現行の香港国際仲裁センター（以下「HKIAC」）仲裁規則に基づいて、HKIAC に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁地は香港となります。

カスタマーの所在地	準拠法	本ライセンスから生じる、またはこれに関連する訴訟、裁判、法的手続き
日本	日本法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁地はロンドンとなります。
韓国またはモンゴル	香港法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁地はロンドンとなります。
オーストラリア、ニューカレドニア、ニュージーランド、南太平洋諸島	オーストラリア・ニューサウスウェールズ法	オーストラリア・シドニーの州裁判所および連邦裁判所に提起されるものとします。
アジア太平洋地域内のその他の国	シンガポール法	仲裁の通知が送達されると、現行のシンガポール国際仲裁センター（以下「SIAC」）仲裁規則に基づいて、SIAC に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁地はシンガポールとなります。
ヨーロッパ、中東、アフリカの国	イングランドおよびウェールズ法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとします。仲裁地はロンドンとなります。

各当事者は、上記に定められる該当する専属管轄権の裁判所に取消不能な方法で従うものとします。ただし、各当事者は、一時的または永久的差止命令または衡平法上の救済を、事物管轄を有する世界の裁判所に求める権利を有します。仲裁に關しては、1名の仲裁人が選ばれ、手続きは英語で行われるものとします。本ライセンス事項に関する法的措置、仲裁、調停を進める当事者または両当事者は、訴訟または上訴に関わらず、合理的な弁護士費用、その他の経費、発生した支出を回収する権利が、その他の救済に加え付与されるものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約が本ライセンス条項には適用されないことに同意するものとします。

10.9 通知。 契約終了または違反に関するすべての通知は英語で書かれ、相手方当事者の法務部宛に送達されなければなりません。DigitalGlobe への通知の宛先は legalservices@digitalglobe.com です。通知は受領をもって受信が認められ、適用の対象となる場合は、書面、自動領収書、電子ログの受信によって証明されるものとします。

10.10 支配言語。 本ライセンス条項は、英語のみで作成されるものとします。英語がすべての点において支配言語となり、本ライセンス条項のその他の言語版は便宜のために用いられるもので、両当事者を拘束するものではありません。

11. 定義

「ウイルス」とは、ソフトウェアおよび処理環境に対して脅威、感染、攻撃、破壊、詐取、混乱、損害、無効、変更、阻害、悪意を持ってシャットダウンを行う可能性のある、またはそれを目的として開発されるコンピュータ命令、デバイス、技術を意味します。

「カスタマー」とは、DigitalGlobe から直接、または認定販売代理店から、該当する製品を使用するためのライセンスを購入した個人、法人、政府機関を意味します。

「カスタマー契約」とは、(a) 直接、DigitalGlobe から製品使用ライセンスを購入するカスタマーにとっては、本ライセンス条項を参照する当該の注文確認および製品の利用規約から成る契約を意味し、(b) 認定販売代理店から製品使用ライセンスを購入するカスタマーにとっては、認定販売代理店とカスタマー間の契約を意味します。

「画像製品」とは、DigitalGlobe が所有または管理する航空写真または衛星画像である製品です。これにはすべてのメタデータ（注文確認に記載）が含まれます。

「期間」とは、上記第2条で定められる、カスタマーに製品使用の資格が付与される期間を意味します。

「契約者」とは、直接、またはコンサルティング会社、その他の法人を通じて、カスタマーを代表して、カスタマーの利益のためにサービスを提供する、カスタマーによって契約される個人を意味します。

「サブスクリプションサービス」とは、サブスクリプションまたはトランザクションベースで DigitalGlobe クラウドサービスを介して配布される画像製品およびその他のコンテンツで構成される製品を意味します。Basemap サービスおよび FirstLook サービスはサブスクリプションサービスです。

「商業目的」とは、料金またはその他の対価と引き換えに行われる再配布、再送信、公開のことで、(a) 広告、(b) マーケティング、プロモーション資料、カスタマー、クライアント、雇用主、従業員を代表して、またはカスタマーの利益のためのサービスでの使用、(c) 販売資料またはサービスでの使用、手数料や料金の支払いまたは受け取りが発生するサービスでの使用、(d) 書籍、ニュース出版物、新聞での使用が含まれます。

「製品」とは、該当するカスタマー契約に定められているようにカスタマーによってライセンス授与された画像製品またはサブスクリプションサービスを意味します。

「製品の利用規約」とは、DigitalGlobe がカスタマーに提供する製品に関連し、<https://www.digitalglobe.com/legal/information> から入手可能な製品の利用規約を意味します。

「第三者」とは、本契約に関与せず、DigitalGlobe のアフィリエイトでもない個人、法人、有限会社、パートナーシップ、その他の組織、または政府機関を意味します。

「第三者コンテンツ」とは、第三者が所有し、DigitalGlobe またはそのアフィリエイトの所有ではないコンテンツ、ソフトウェア、その他のデータを意味します。

「知的財産権」とは、過去、現在、将来すべての企業秘密権、特許権、著作権、著作者人格権、契約権、商標権、サービスマーク、その他の管轄の所有権を意味し、それには、発明、ソフトウェア、ドメイン名、ノウハウ、技術、方法、プロセス、情報、技術の権利も含まれます。

「注文確認」とは、DigitalGlobe が準備し、DigitalGlobe がカスタマーにライセンスを提供する製品を規定する契約またはその他の文書、およびカスタマーが許諾する関連条項を意味します。推定料金を含む見積りは注文確認ではありません。

「デリバティブ」とは、製品（カスタマーに提供されるフォーマットから別のフォーマットやメディアへの製品の再フォーマット、データ、製品、または製品のコンテンツの追加や抽出、および製品のコピーや複製を含むがそれに限定されない）に関する追加、改善、更新、変更、変換、適用、またはデリバティブ作業を意味します。

「認定販売代理店」とは、DigitalGlobe によって製品を使用するためのライセンスの販売を認定されている販売代理店を意味します。

「認定ユーザー」とは、カスタマーによって製品の使用を認められている従業員または契約者を意味します。

「評価ライセンス」とは、本ライセンス条項に従って DigitalGlobe からカスタマーに付与されるライセンスを意味します。

「無効デバイス」とは、DigitalGlobe クラウドサービスまたはサブスクリプションサービスを妨害、無効化、損傷、または何らかの方法で動作を妨げ、不正アクセスを提供するウイルスを含むコンピュータソフトウェア、コード、デバイスを意味します。